

# 「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団規約

## 第1条（目的）

当原告団は、すべての原発の廃止を目指し、そのための手段の一つとして九州電力玄海原子力発電所のすべて運転の差止の訴訟を遂行することを目的とする。

## 第2条（活動）

当原告団は、前条の目的を達するための諸活動を行う（すべての原発の廃止のための他団体との連帯活動を含む）。

## 第3条（原告団員及び入会）

- 1 原告団員は、前条の目的を承認し、上記訴訟の原告となる個人により構成される。原告団員の政治信条・信教等を問わないが、個人の資格で加入するものとする。
- 2 原告団に入団しようとする者は、第4条1項の金員を納入して入団を申し込む。
- 3 上記訴訟の原告でなくなった者は、当然原告団員の資格を失う。

## 第4条（訴訟費用）

原告団員は、入団に際し、訴訟費用として金5000円を弁護団に納入するものとする。

## 第5条（原告団の役員）

- 1 原告団に次の役員を置く。
  - ① 団長 1名
  - ② 副団長 若干名
  - ③ 運営委員 若干名
  - ④ 事務局長 1名
  - ⑤ 事務局次長 若干名
- 2 団長は原告団を代表し、副団長は団長を補佐する。
- 3 事務局長は、総会及び役員会のもとに事務を統括する。事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 4 団長、副団長、運営委員、事務局長により役員会を構成する。

## 第6条（原告団総会）

- 1 原告団は原告団定期総会を適宜開催し、次の事項を決定する。
  - ① 原告団の基本方針
  - ② 役員の変更がある場合は改選事項
  - ③ その他役員会で総会での議題とすると決定した事項
- 2 役員会が、総会の開催を決定する。

## 第7条（役員会）

役員会は、総会の議に従い、総会議決以外の日常の原告団の活動を決定する。

## 第8条（日常活動）

総会及び役員会の議決を経るいとまがないときは、事務局長が日常活動を進めるものとする。